

## 地方自治法等の一部を改正する法律案について

平成29年2月27日  
全 国 市 長 会

地方自治法等の一部を改正する法律案について、下記のとおり意見を提出する。

### 記

地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直しについて、本改正案では、条例において、長や職員等の地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額を限定してそれ以上の額を免除する旨を定めることを可能とすることとされている。

当該見直しについて、損害賠償額の限度額設定が可能となる点は評価するものであるが、国が定めるとされている免除に関する参酌基準及び免除の下限額については、委縮効果を低減する観点、長の任期等も踏まえ適切に設定されたい。